

# 従業員各位 給与等における定額減税実施のご案内

## 給与所得者に対する定額減税は、原則、給与等の支払時に実施されます

定額減税は、所得税や個人住民税を納めている方（日本に住んでいる方）を対象とした減税です。

原則、

納税者ご自身  
+  
扶養している家族

× 4万円 を減税  
(所得税 3万円+個人住民税 1万円)

このうち、給与等の支給時に定額減税が実施されるのは、6月1日現在在職している扶養控除等申告書を提出している方（源泉徴収税額表の甲欄が適用されている方）です。所得金額や雇用形態に関わらず実施します。

なお、次のような方については実施しません。

### 以下に該当する方

例

- 源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方
- 5月31日までに退職する方、海外に引越す方
- 6月2日以降に入社する方

### 以下に該当するご家族

例

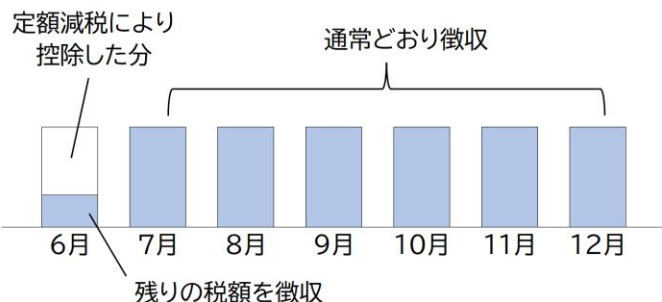
- 事実婚の方
- 今年の所得の見積額が48万円を超える配偶者
- 海外に住む配偶者や扶養親族

※ 上記のうち、そもそもの定額減税の対象要件を満たす方については、年末調整や確定申告等(家族の場合は、その家族ご自身の確定申告等)の機会に定額減税が実施されることになります。

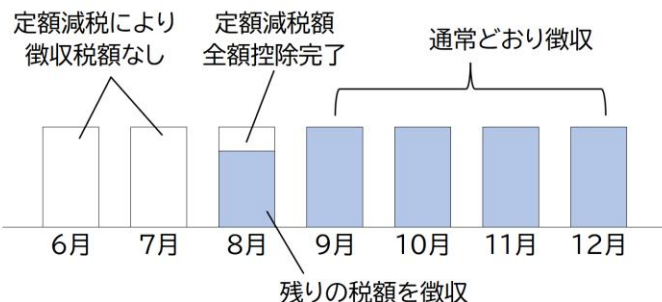
## 6月以降の給与等にて、定額減税を実施します

対象者については、6月の給与等にて、定額減税額を差し引いた所得税を徴収します（下図左側）。定額減税額を控除しきれなかった場合は、全額を控除できるまで、令和6年中はこの減税を引き続き実施します（下図右側）。

### ● 6月の給与1回で定額減税額を全額控除できた場合



### ● 6月の給与等で控除しきれず、8月分で全額控除が完了した場合



また、今年度の個人住民税（特別徴収）については、6月分は徴収されず、7月分～来年5月分の11回で、定額減税分を差し引いた後の税額が徴収されます。